

第1回事業者選定委員会	
資料5	H29.4.27

## これまでの経過（入札公告前）

### 1. 新処理施設整備検討委員会の開催経過

	日付	議題	審議内容
第1回	平成28年 6月10日	経過報告 今後の流れ 公害防止基準・処理方式・ 事業方式	○これまでの経緯を説明。 ○今後の委員会での審議内容の確認。 ○第2回委員会審議事項の事務局(案)の説明。
第2回	平成28年 8月10日	公害防止基準 処理方式 事業方式 その他報告事項	○公害防止基準(主に排ガス基準)を審議・ 決定。 ○処理方式の方向性を確認。 ○見積依頼に向け、事業方式を仮決定。 ○その他の事務局検討結果を報告。
<b>見積依頼(H28.8末)</b>			
第3回	平成28年 12月1日	落札者決定基準  処理方式、事業方式の決定	○落札者決定基準に関する審議。 (総合評価一般競争入札の実施に向けた 地方自治法 <sup>※1</sup> に基づく意見聴取) ○見積結果等により処理方式、事業方式を 決定。
(第4回)	平成29年 1月上旬 <書面協議>	新処理施設整備検討委員 会報告書 落札者決定基準	○答申内容(新処理施設整備検討委員会 報告書、落札者決定基準)の最終確認。
<b>答申:新処理施設整備検討委員会報告書(資料5-1) 落札者決定基準(資料5-2)</b>			

※1 地方自治法施行令第167条の10の2第4項、地方自治法施行規則第12条の4の規定に基づく「2人以上の学識経験者の意見」を整備検討委員会にて聴取した。

### 2. 新処理施設整備検討委員会と本委員会の審議・決定事項

#### (1) 新処理施設整備検討委員会

- ① 新施設の施設計画、整備に関する事項  
⇒【決定事項】 公害防止基準、処理方式、事業方式等
- ② 事業者の評価に関する事項  
⇒【決定事項】 落札者決定基準:評価方法、評価項目、配点等

#### (2) 本委員会

- ① 事業者の提案書等の審査<sup>※2</sup>  
⇒【決定事項】 最優秀提案者<sup>※3</sup>

※2 地方自治法施行令第167条の10の2第5項、地方自治法施行規則第12条の4の規定に基づく「2人以上の学識経験者の意見」を本委員会にて聴取する。

※3 本委員会は最優秀提案者を選定し、その結果を受けて、組合が落札者を決定する。

<参考>

○地方自治法施行令

第 167 条の 10 の 2

- 4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

○地方自治法施行規則

第 12 条の 4 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 4 項及び第 5 項（これらの規定を同令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定により学識経験者の意見を聴くときは、2 人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。